

熱間押抜検査技術検定規定

平成 16 年 4 月 22 日 制定
＜中略・改正記録表記載＞
平成 24 年 3 月 13 日 改正
平成 26 年 11 月 10 日 改正
平成 29 年 6 月 15 日 改正
2019 年 12 月 26 日 改正

第 1 章 総 則

1. 目 的

本規定は、公益社団法人日本鉄筋継手協会（以下、「協会」という。）が、日本鉄筋継手協会資格者検定制度規則（以下、「規則」という。）及び資格者中間審査規定（以下、「中間審査規定」という。）に基づき、熱間押抜検査技術検定試験（以下、「検定試験」という。）の運用・実施の他、熱間押抜検査技術資格者（以下、「技術資格者」という。）の認証、合否判定結果の通知及び適格性証明書の取扱いを定めることを目的とする。

2. 適用範囲

本規定は、規則及び中間審査規定に基づいて実施する技術検定試験の受験手続き、当該技術検定試験の実施、熱間押抜検査技術資格者の認証、合否判定結果の通知及び適格性証明書の取扱いに適用する。

3. 委員会

本規定の実施に当たっては、鉄筋継手部検査技術検定委員会（以下、「検定委員会」という。）が所管し、検定試験の公平性、有効性及び信頼性の維持と向上のため、要員認証管理委員会（以下、「管理委員会」という。）の管理と指導のもとに、検定試験を実施する。

(1) 要員認証管理委員会

管理委員会は、検定委員会による検定試験の評価結果を評価・合否判定基準に基づき技術者の適格性を判定し、技術資格者を認証する。

(2) 鉄筋継手部検査技術検定委員会

検定委員会は、次の業務を担当する。

- 1) 熱間押抜検査技術検定規定（以下、「規定」という。）等の制定及び改正案の作成
- 2) 検定試験の実施
- 3) 採点と合否判定基準に基づく検定試験結果の評価
- 4) 検定試験の評価結果の確認と報告

5) その他、管理委員会が必要と認める業務

4. 用語の定義

- | | | | | |
|------|---|---|---|--|
| (1) | 協 | 会 | : | 公益社団法人 日本鉄筋継手協会（略称：JRJI） |
| (2) | 要 | 員 | : | 技術者・技能者・技量者の総称 |
| (3) | 認 | 証 | : | 適格性の認証のことであり、要員の技術・技能・技量が、特定の規格・規定等に適合していることについて、十分に信頼できることを証明すること。 |
| (4) | 技 | 術 | 資 | 格 |
| (5) | 適 | 格 | 性 | 証 |
| | | | : | 技能に関する適格性の認証を得た状態、身分、地位 |
| | | | : | 要員認証制度のもとで発行される文書であり、「力量の証明書」のことである。なお、記名された者の技術・技能・技量（力量）が、特定の規格・規定に適合していることについて、十分に信頼ができることを示す文書。ただし、記名された者が提供したサービスの結果まで保証するものではない。 |
| (6) | 登 | 録 | 者 | : |
| | | | : | 認証された要員のことで、協会では、資格者のこと。 |
| (7) | 登 | 録 | 日 | : |
| | | | : | 資格認証により技量資格が認証された日 |
| (8) | 発 | 効 | 日 | : |
| | | | : | 認証の効力が発生する日、資格が認証された日の翌日を言う。 |
| (9) | 有 | 効 | 期 | 間 |
| | | | : | 資格の有効な期間 |
| (10) | 使 | 用 | 期 | 限 |
| | | | : | 適格性証明書が使用できる期限 |
| (11) | 受 | 験 | 者 | : |
| | | | : | 適格性証明書を得ようとする者（なお、更新試験により再評価を受ける場合を含む。） |
| (12) | 評 | 価 | : | |
| | | | : | 受験者の検定試験結果を、評価基準に基づいて採点・評価すること。 |
| (13) | 判 | 定 | : | |
| | | | : | 検定試験の評価結果と評価合否判定基準に基づいて、受験者の合否を判断すること。 |
| (14) | 試 | 験 | 体 | : |
| | | | : | 検定試験に供するために製作された試験材 |
| (15) | 検 | 定 | 試 | 験 |
| | | | : | 要員の技術・技能・技量（力量）が、特定の規格・規範に適合していることを証明し、認証するための試験 |
| (16) | 定 | 時 | 試 | 験 |
| | | | : | あらかじめ試験日時と会場を定めて実施する検定試験 |
| (17) | 随 | 時 | 試 | 験 |
| | | | : | 検定委員会と管理委員会が必要と認めた場合に実施する検定試験 |
| (18) | 新 | 規 | 試 | 験 |
| | | | : | 新たに技術資格を取得するために受験する検定試験 |
| (19) | 更 | 新 | 試 | 験 |
| | | | : | 登録者に対し、取得している技術資格について、再認証を行うための検定試験 |
| (20) | 追 | 試 | 験 | : |
| | | | : | 新規試験において、学科試験又は実技試験のいずれか一方が評価・合否判定基準を満足しなかった場合に、再度受験することを認めた試験。 |
| (21) | 失 | 格 | : | |
| | | | : | 検定試験の開始及び続行が不可能な場合又は検定試験中に不正行為が認められた場合に検定委員が受験の中止又は受験の無効を判断すること。 |
| (22) | 中 | 間 | 審 | 査 |
| | | | : | 中間審査規定に基づき登録者が適格性証明書の使用期限内に、技術や熟間押抜検査に関する一般知識を維持していることを登録者自身が立証し、その維持の状態を協会が確認するための審査 |
| (23) | 中 | 間 | 審 | 査 |
| | | | 期 | 間 |
| | | | : | 技量者が新規試験又は更新試験により取得した適格性証 |

- (24) 検 定 委 員 : 明書の使用期限の1年前の日から使用期限日までの期間
検定試験の実施及び採点・評価を行うために検定委員会
より指名された委員

第2章 技術資格

5. 技術資格及び作業可能範囲

- (1) 検定試験における、技術資格として、熱間押抜検査技術資格を定める。
(2) 技術資格の作業可能範囲は、表1のとおりとする。

表1 技術資格の作業可能範囲

鉄筋の種類	鉄筋径
SR235、SR295	50mm以下
SD295A、SD295B、SD345、SD390、SD490	D16～D51

6. 技術資格の取得

受験者は、「第3章 検定試験」に規定する検定試験に合格し、管理委員会の認証を得て、技術資格の登録手続きをしなければならない。

7. 技術資格の帰属

技術資格は、登録者本人に帰属する。

8. 技術資格の有効期間

- (1) 新規試験により取得した技術資格の有効期間は、認証日から中間審査の期間を含め5年とする。
(2) 更新試験により取得した技術資格の有効期間は、保有する技術資格の有効期間の満了日の翌日から中間審査を含め5年とする。

第3章 検定試験

9. 検定試験の種類

- (1) 検定試験の内容は、新規試験、更新試験及び追試験とする。
(2) 検定試験は、原則として定時試験により実施する。ただし、管理委員会及び検定委員会が必要と認めた場合は、随時試験を行うことができる。

10. 検定試験の定員

検定委員会は、検定試験の都度、実施場所の規模等を勘案して、定員を決定する。

11. 受験資格

11.1 新規試験の受験資格

検定試験を新規に受験しようとする者は、満18歳以上の者とする。また、諸々の事由により技術資格を失効した者が受験資格を得ようとする場合は「27. 適格性証明書の使用期限が切れた失効者の取扱い」による。

11.2 更新試験の受験資格

更新試験における技術資格の受験資格及び申請期間は、熱間押抜検査技術資格の登録者であって、中間審査期間内に当該審査を完了した者で、かつ、登録された技術資格の有効期間の満了日の1年前から受験することができる。

12. 受験の手続き（電子申請含む）

12.1 受験申請書類の提出及び受験料の納付

受験者は、受験申請に際して、受験申請書類【検HI-規定-様式01】を準備し、受験料納付後、協会に提出しなければならない（協会との契約による口座振替を利用している場合を除く）。なお、納付された受験料は、自然災害や伝染病の流行又は協会の都合により検定試験が中止となった場合の返還及び「12.6 受験申請の取消し」による返還以外は理由の如何を問わず認めない。

12.2 受験申請書類の提出先

受験者は、「12.3 受験申請の受付」期間内に、次の「受験申請書類の提出先」へ送付又は持参する。

＜受験申請書類の提出先＞

〒300-2633 茨城県つくば市遠東東山 778

公益社団法人日本鉄筋継手協会 技術センター 受験申請係 宛

12.3 受験申請の受付

(1) 受験申請の受付は、検定試験実施日の120日前から、検定試験実施日の30日前までとする。

(2) 「10. 検定試験の定員」に達した場合は、その時点をもって受験申請の受付を締め切ることがある。

12.4 受験申請の受理

検定委員会は、受験申請書類に記載された要件を満足した場合、受験者の受験申請を受理する。

12.5 受験者に送付する書類

受理された受験者には、検定試験実施日の14日前までに、受験票、ゼッケン及び試験日時・場所等を記載した案内を送付する。

12.6 受験申請の取消し

受験申請の取消しは、検定試験実施日の14日前までに、所定の手続きを行った場合に限り認める。

13. 検定試験の内容

13.1 新規試験及び更新試験

(1) 新規試験は、学科試験及び実技試験とする。

(2) 更新試験は、実技試験とする。

13.2 学科試験

(1) 学科試験は、筆記試験とし、次のとおりとする。

- 1) ガス圧接に関する一般知識
- 2) 熱間押抜ガス圧接法に関する一般知識
- 3) 鉄筋に関する知識
- 4) 品質管理及び検査
- 5) 安全及び災害防止
- 6) (公社)日本鉄筋継手協会資格者倫理規定

(2) 試験時間は、20分間とする。

(3) 出題問題数は、10問とする。

(4) 受験者は学科試験に際し、次のものを準備する。

- 1) 受験票
- 2) 筆記用具

13.3 実技試験

(1) 実技試験は、外観検査実技試験とする。なお、実技試験は、協会の準備する表2の試験体により、次の項目について目視による合格・不合格の結果を解答し用紙に記入する。

- 1) 検定試験片の形状（圧接部のふくらみの長さ不良）
- 2) 検定試験片の表面状況（割れ、へこみ、過熱など）
- 3) その他有害と認められる欠陥

表2 外観検査実技試験の検定試験体本数及び試験時間

試験の種類	鉄筋		検定試験 体本数	試験時間
	種類	呼び名		
新規試験	SD345	D25、D32	10本	10分
更新試験				

(2) 検査器具は、目視検査ミラー等を使用できる。

(3) 受験者は実技試験に際し、次のものを準備する。なお、その他当該試験に必要な備品等は、協会が貸与する。

- 1) 受験票
- 2) 筆記用具
- 3) 目視検査ミラー

14. 検定試験の実施

(1) 受付

- 1) 受験者は、受付時に受験票を提示する。
- 2) 受験者は、受験証明を受け取る。

- 3) 受付時間に遅刻した受験者及び受験票の提示ができない受験者は、検定試験を受験することはできない。
- (2) 試験の説明
検定試験の説明を受ける。
- (3) 学科試験
受験者は、学科試験の説明を受けた後、検定委員の合図により開始する。
1) 試験時間は20分とし、試験の開始及び終了は検定委員の合図による。
2) 試験会場からの退回は、試験開始から10分間経過後、検定委員の合図による。
3) 試験中の質問は、挙手（発声無し）により行う。ただし、問題内容に関する質問は受け付けない。
- (4) 実技試験
実技試験は外観検査実技試験とし、開始及び終了は、次のとおりとする。
1) 実技試験の開始
受験者は、【検 HI-規定-付 01】による、試験の説明（音声ガイダンスによる場合がある。）を受ける。
2) 実技試験の終了
受験者は表2に定める試験時間内に解答用紙を提出し、実技試験を終了する。
- (5) 試験の終了
受験者は、忘れ物等を確認して退去する。

15. 検定試験における失格

学科試験及び実技試験において、検定委員が次の行為により受験の中止又は無効を判断した場合は、検定委員の合議により失格とする。

- (1) 受験者の責任によって検定試験の開始及び続行が不可能な場合
- (2) 受験者の不正行為を検定委員が確認した場合
- (3) 受験者自らが棄権を申し出た場合

16. 検定試験の採点・評価及び合否判定

16.1 検定試験の合否判定基準

次の(1)、(2)を満足する場合を合格とする。

- (1) 学科試験の採点で、70点以上を得ていること。
- (2) 実技試験の採点で、10点（満点）を得ていること。

16.2 検定試験の採点・評価

検定委員会は、学科試験及び実技試験の採点及び評価・合否判定基準に基づき、評価を行う。

17. 検定試験の合否判定・認証

管理委員会は、検定委員会の学科試験及び実技試験の評価結果に基づき、受験者の合否判定を行い、合格者に対して資格の認証を行う。

- (1) 合格

受験したすべての試験を評価し、合否判定基準を満足する場合は合格と判定する。

(2) 追試験

- 1) 学科試験が評価・合否判定基準を満足しなかった場合を、学科追試験と判定する。
- 2) 実技試験が評価・合否判定基準を満足しなかった場合を、実技追試験と判定する

(3) 不合格

合格及び追試験以外の場合、不合格と判定する。

18. 合否判定結果の通知

管理委員会は、原則として検定試験実施日より30日以内に、受験者へ合否判定結果を通知する。

19. 追試験の判定を受けた者の取扱い

合否判定において追試験の判定を受けた受験者は、判定日より180日以内に各追試験を受験することができる。

20. 更新試験で不合格の判定を受けた者の取扱い

更新試験で不合格の判定を受けた者は、適格性証明書の使用期限内に限り、更新試験を受験することができる。

第4章 適格性証明書

21. 適格性証明書の交付

(1) 検定試験の合格者への交付

管理委員会は、検定試験に合格し、技術の適格性を認証された者に適格性証明書を交付する。

(2) 中間審査において適格性認証継続を「可」と判定された者への交付

協会管理委員会は、中間審査規定で定める「11. 審査完了に伴う適格性証明書の取扱いと再評価」により、適格性認証継続を「可」と判定された者に適格性証明書を交付する。

22. 適格性証明書の使用期限

- (1) 新規試験及び更新試験により取得した適格性証明書の使用期限は、中間審査期間の終了日までとする。
- (2) 中間審査期間内に中間審査を完了した資格の適格性証明書の使用期限は、技術資格の有効期間までとする。

23. 適格性証明書の記載事項

適格性証明書には、次の事項を記載する。

- (1) 登録者氏名／生年月日／写真

- (2) 資格名称
- (3) 資格種別
- (4) 適格性証明書の使用期限
- (5) 登録者No.
- (6) 所属先名称・会員種別
- (7) 登録地区
- (8) 資格の有効期間
- (9) 中間審査受審期間（又は、中間審査受審日）
- (10) その他必要事項

2 4. 適格性証明書の返納及び処分

登録者は、次の場合、失効もしくは期限切れとなった適格性証明書を速やかに管理委員会宛に返納又は裁断して処分しなければならない。

- (1) 更新試験に合格した場合
- (2) 「2 6. 適格性証明書の失効」の事由により、適格性証明書が失効となった場合

2 5. 適格性証明書の再発行

- (1) 管理委員会は、登録者から合理的な理由により再発行の申請がなされた場合、適格性証明書の再発行の申請を受理し、再発行を行わなければならない。
- (2) 登録者は、再発行を申請する場合、表 4 に定める内容ごとに必要な提出書類を準備し、再発行の申請手続きを行う。

表4 適格性証明書の再発行手続きに必要な提出書類

再発行手続きに必要な提出書類	変更内容等			
	氏 名	勤務先	損 傷	紛 失
1) 適格性証明書再発行申請書 (1 通)	○	○	○	○
2) 保有する適格性証明書 (1 枚)	○	○	○	
3) 戸籍抄本の写し (1 通)	○			
4) 旧所属勤務先退職証明書又は新所属勤務先在職証明書のいずれか (1 通)		○		

2 6. 適格性証明書の失効

次の場合は、登録者の適格性証明書を失効とする。

- (1) 中間審査未了により適格性証明書の使用期限が切れた場合
- (2) 資格の有効期間満了により適格性証明書の使用期限が切れた場合
- (3) 適格性証明書の記載事項を改ざんした場合
- (4) 適格性証明書を不正に使用した場合
- (5) 適格性証明書を他人に使用させた場合
- (6) 適格性証明書で与えられた検査可能範囲を超えて検査を行った場合

(7) その他の不正行為又は登録者本人の責に帰する重大な過失があった場合

27. 適格性証明書の使用期限が切れた失効者の取扱い

- (1) 何らかの事由により「26. 適格性証明書の失効」(1)に該当する場合は、中間審査規定に基づく再評価を受けることができる。
- (2) 「26. 適格性証明書の失効」(1)、(2)以外の理由により適格性証明書が失効となった場合は、「28. 受験の停止」により決定した停止期間経過後、新規試験から受験しなければならない。

第5章 その他

28. 受験の停止

受験者が次の事項に該当する場合には、受験票送付後であっても、検定委員会と管理委員会は、申請のあった検定試験の受験を停止させる。同時に、停止期間を決定して受験者に通知する。

- (1) 受験者としてふさわしくない行為があった場合
- (2) 「26. 適格性証明書の失効」の事由が発生した場合

29. 合格の取消し

検定試験において受験者が不正を働いたことが判明した場合は、検定委員会及び管理委員会の決定により、合格を取り消す。

30. 異議申立て

- (1) 検定試験の受験者は、検定試験の判定結果に異議のある場合には、判定結果の通知日より30日以内に限り、管理委員会に文書をもって異議申立てを行うことができる。
- (2) 受験者又は登録者は、検定試験又は適格性証明書の取扱いなどに異議のある場合は、管理委員会に対し、文書をもって異議申立てを行うことができる。

31. 管理及び保管

検定試験に関わる各書類及び試験体は管理委員会に帰属し、その管理方法及び保管期間は実施要領に定める。

32. 規定の改正及び廃止

本規定の改正及び廃止は、検定委員会が発議し、管理委員会の審議・承認を経た後、理事会へ報告しなければならない。

附 則

- 1. 本規定は、2019年12月26日に改正し、2020年1月1日より施行する。

2. 本規定の実施要領等は別に定める。
 3. 検定試験料金等は、日本鉄筋継手協会料金表による。

<附属書類>

【検 HI-規定-様式 01】 熱間押抜検査技術検定試験 (HI) 受験申請書

【検 HI-規定-付 01】 熱間押抜検査技術検定試験 実技試験に当たっての注意事項

改正記録表

改正No.	改正年月日	作成	審査	承認	改正内容
R00	2004. 04. 22	検定委員会	管理委員会	運営委員会	制定
R01	2007. 03. 14	検定委員会	管理委員会	運営委員会	改正
R02	2008. 09. 16	検定委員会	管理委員会	運営委員会	改正
R03	2009. 07. 23	検定委員会	管理委員会	運営委員会	他の規定との整合を図るため
R04	2009. 11. 17	検定委員会	管理委員会	運営委員会	学科試験時間の変更、要員認証監視委員会の指摘事項に対応
R05	2011. 03. 25	検定委員会	管理委員会	運営委員会	受験資格の変更
R06	2012. 03. 13	検定委員会	検定委員会	運営委員会 管理委員会	技量資格の有効期間の変更
R07	2014. 11. 10	検定委員会 事務局	検定委員会	管理委員会	22. 適格性証明書の返納の変更 要員認証監視委員会の指摘事項に対応
R08	2017. 6. 15	事務局	検定委員会	管理委員会	実施細則と本規程を統合し、重複項目を削除
R09	2019. 12. 26	事務局	検定委員会	管理委員会	①外部監査からの指摘の是正 ②各検定規定間の整合

検定委員会：鉄筋継手部検査技術検定委員会 幹事会：鉄筋継手部検査技術検定委員会幹事会

管理委員会：要員認証管理委員会 経営管理者：上級経営管理者 管理者：品質システム管理者

事務局：要員認証事務局

<以下、空白>

熱間押抜検査技術検定試験 実技試験に当たっての注意事項

公益社団法人 日本鉄筋継手協会
2019年12月26日改正

- (1) 実技試験に当たっての注意事項を説明します。
- (2) 受験証明、筆記用具、目視検査ミラー以外のものは全て机の下に置いてください。
- (3) 携帯電話、スマートフォンの電源は切ってください。
- (4) 解答用紙に受験日・受験地・受験番号、氏名、試験体組名を記入してください。
- (5) 試験体組名は、机及びバインダーに示されているアルファベットの文字です。
- (6) 解答用紙の※印内及び受験票には記入しないで下さい。なお、解答用紙の余白や裏面はメモに使用して構いません。
- (7) 試験体は10本で、試験時間は10分です。
- (8) 机の試験体組名の札のある側で受験してください。
- (9) 解答用紙の表面外観欄の合格・不合格のいずれか該当する項目に○印を一つ記入してください。
- (10) 試験体は動かさないでください。
- (11) 外観を見るために受験者自身が準備した目視検査ミラーの使用を認めます。
- (12) 試験開始後、試験会場の外に出た場合は、再び会場に戻ることはできません。なお、試験終了後は、解答用紙をその場において、検定委員の指示に従って退場してください。時間内に終了した場合は、挙手し、解答用紙を置いて、検定委員の指示に従ってください。
- (13) 試験中は、受験証明を机の上の検定委員が見える位置に置き、試験終了後は、受験証明を持ち帰り、合否判定結果の発表まで大切に保管してください。
- (14) 協会の備品は持ち帰らないでください。
- (15) 質問のある方は手を挙げて下さい。ただし、試験内容に関する質問にはお答えできません。